

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年5月25日 11時00分頃
発生場所	和歌山県那智勝浦町勝浦漁港南東方沖 潮岬灯台から真方位119°43.1海里付近 (概位 北緯33°05.0' 東経136°30.0')
事故の概要	漁船第15住田丸が漁労方法の実験作業中、船長がロープに右手を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和6年7月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第15住田丸、19.82トン WK2-2751（漁船登録番号）、個人所有 第252-21283号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、勝浦漁港南東方沖の漁場ではえ縄漁の投縄後の休憩中、漁獲物を船側に引き寄せの際に船首楼甲板上のキャプスタンを使用して短時間で引き寄せられるかどうか、漁労方法の実験作業（以下「本件作業」という。）を行うこととした。</p> <p>本船は、船首マストと操舵室天井付近の間にワイヤが張られ、同ワイヤに取り付けられた滑車に、先端にフックが付いた漁獲物吊上用ロープ（以下「本件ロープ」という。）が通してあり、本件ロープを引くことで、同フックに掛けた漁獲物を吊り上げられるようになっていた。</p> <p>本件作業は、はえ縄に漁獲物が掛かった際、通常、ラインホーラー（はえ縄の巻上機）を使用して本件ロープを引いていたが、キャプスタンを使用して本件ロープを巻き上げ、漁獲物に見立てた甲板員の1人を本件ロープのフックにぶら下げて吊り上げるものであった。（図1参照）</p>

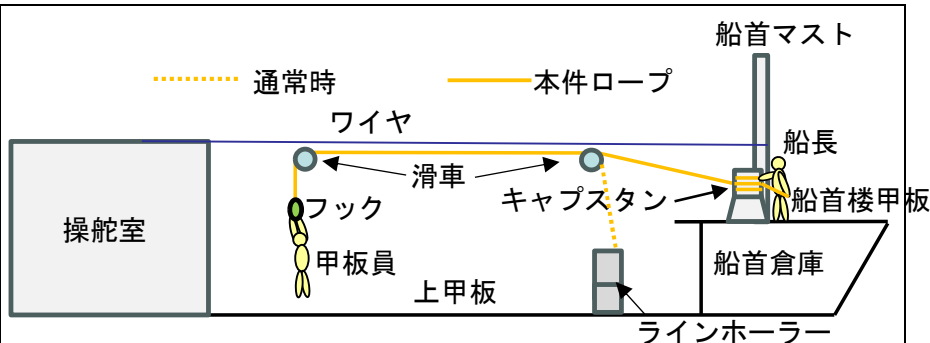


図1 本件作業概略図

船長は、船首楼甲板下の船首倉庫内にある操作ハンドルでキャプスタンを回転させ、船首楼甲板に移動してキャプスタンに本件ロープを3巻きして本件作業を開始した。なお、キャプスタンの操作ハンドルは船首楼甲板上になかった。

船長は、海上平穏で船体動揺がなかったのですが、本件ロープが大きく揺れることはないと思っていたが、本件ロープを巻き上げ中、甲板員を吊り上げたことで本件ロープが大きく上下に揺れた。

船長は、甲板員が上甲板上約50cmの高さでぶら下がっており、本件ロープがキャプスタンから外れると甲板員が甲板上に落下してけがをするかもしれないと思い、本件ロープの揺れを抑えようとしてとっさに右手で本件ロープの巻込み側に触れたところ、右手が本件ロープと共にキャプスタンに巻き込まれ、右環指及び小指の骨折等を負った。

分析

- (1) 船長は、海上平穏で船体動揺がなかったのですが、本件作業中に本件ロープが大きく揺れることはないと思っていた。
- (2) 船長は、本件ロープが上下に揺れた際、本件ロープがキャプスタンから外れると甲板員が落下してけがをするかもしれないと思った。
- (3) (1)及び(2)から、船長は、急いで本件ロープを抑えようと、とっさに右手で本件ロープの巻込み側に触れたものと考えられる。

原因

本事故は、本船が勝浦漁港南東方沖において本件作業中、船長が、上下に揺れた本件ロープを抑えようと本件ロープの巻込み側に右手で触れたため、船長の右手が本件ロープと共にキャプスタンに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

- 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。
- ・乗組員は、キャプスタンの回転中、巻込み側のロープに触れないこと。
 - ・船長等は、キャプスタンの回転中、キャプスタンの操作場所に人員を配置したり、遠隔操作できる装置を設置したりするなど、緊急停止等ができる環境を整備すること。